〔翻 訳〕

H. ノイマン / H.・J. ファルケンハーゲンソ連・東欧諸国における経済計算制の改善措置 (2)

谷江幸雄(訳)

Ⅱ 利潤分配制度の改善

経済計算制を包括的に利用することによって集約化をはかっていくさい,利潤の充用が――ソ連邦その他の社会主義諸国の経験が示しているように――基本的な意義をもっている。そのことは,経済計算制の最重要カテゴリーのそれぞれが利潤充用条件の義務的規制によって直接に関連させられるということからして明らかである。利潤とその分配をつうじて,かなりな程度,社会,経済単位および勤労者のあいだの利害の一致が調整される。

財政納入制度改善の主要方向

利潤充用制度の形成によって、利潤カテゴリーの利用、業績評価における総合的効率指標としての利潤の地位、自己取得原則の実現、最後に経済計算制の刺激機能が著しく規定される。業績を向上させ、効率を高め、また科学技術の進歩を促進するという目標にそって生産の集約化をはかるべく財政諸関係を積極的に利用することは、ますます重要な意義をもつようになる。一方で全社会的需要を充たすための支出の増大によって、他方では、かなりな程度、国民経済と経済単位とのあいだの利害をよりよく一致させるという目標をもった経済

			Total T.	H	利潤
	標準利潤納 付金	純 利 潤納 付 金	未配分利潤 残高の納付	生産フォンド賦課金	自己の経営業績に もとづかない追加 的利潤の納付
ソ連邦	×	() () () () () () () () () () () () () (次第に廃止される	×	×
ブルガリア	×1	_		_	×
ハンガリー	×		_	_	×
ポーランド	-	_	_	×	×
ルーマニア	× 2	巷坊 <u></u> の恵	×	1,2	×
チェコスロヴァキア	×		-	×	×

- (注) 1. この賦課金は総所得に賦課される。
 - 2. この賦課金は純生産高に賦課される。

計算制の諸要求によって、経済単位の財政納入の一層の発展が規定されている。 RGW加盟諸国では、特色のある複数の純所得国庫納入制度が形成されている。それらは、基本的に、次の賦課金に区分される(上表を参照)。

- ---生産物結合的賦課金ないし取引税,
- ——利潤納付金,
- ――生産フォンド賦課金,
- ――自己の経営業績にもとづかない追加的利潤の納入,
- ――特別に恵まれた生産条件によって生じた追加的利潤の納入,
- ――賃金フォンド賦課金ないし賃金フォンド税,
- ——社会保険料,
- ----賃金フォンド,もしくは物質的関心フォンドの増大を規制するための賦 課金,

基本的な財政納入形態 (一覧表)

納付	金			
特に良好な再生産 条件によって生じ た追加的利潤の納 付	賃金フォンド 賦 課 金	社会保険料	賃金フォンドない し物質的奨励フォ ンドの増大を規制 するための賦課金	農林業用から収 用した土地にた いする賦課金
×	1 <u> </u>	×		- <u>-</u>
-	MARITANI	×	×	×
×	A	×	×	×
-	×	×	×	×
_	×	×		×
		×		×

――農林業の利用から収用した土地にたいする賦課金。

RGW 加盟諸国の財政納入制度の発展は、次の基本的標識によって特徴づけられる。

- 一財政諸関係は大規模経済単位によってますます規定されるようになる。 国家財政のパートナーは、もはや直接に企業ではなくて大規模経済単位 (コンビナート)である。それによって、財政諸関係の新たな組織形態が つくりだされる。
- 一そのさい、国家財政資金によって賄われていた支出、たとえば投資や科学・技術のための支出はますます自己資金から調達される傾向がみられる。自己取得[原則]の役割の強化によって、利潤のますます大きな部分が大規模経済単位に留保される(たとえばソ連邦では、現在、その割合は40%以上に、またチェコスロヴァキアの工業では30%に増加し、「将来

- は〕40%に高まる見込みである)。それと同時に、大規模経済単位内部での利潤の再分配[の役割]が増大した。
- 一ノルマチーフ[方法]による利潤納入制度がますます適用される。たとえばソ連邦では、5カ年計画の構成要素である財政ノルマチーフがそれに役立つ。このノルマチーフ[方法]による利潤納入[制度]が、年度計画に関連した利潤納入規定や利潤残高の納入に代って実施される。そのさい、利潤充用の枠内では、これらの財政納入が優先的な支払いとみなされ、利潤計画の未遂行の場合でも、最低額の形で支払われなければならない。若干のRGW 諸国では、この財政納入は、利潤[指標]ではなく、純生産高指標(ルーマニア)ないし総所得指標(ブルガリア)にもとづいておこなわれる。
- 一財政納入制度の改善を示す際立った標識は、特別の課徴金をとおして合理的な投入と資源利用が刺激されることである。それは生産フォンド料金や農林業の利用に供される土地にたいする課徴金の導入にみちびいた。一連の RGW 諸国では、社会的労働能力の効果的な投入を促進するような財政納入形態も導入されている。
- 一自己業績にもとづかない利潤は特殊な利潤充用に委ねられる。そのさい、 そのような利潤は国家財政に完全に収用されるという原則が貫かれる。
- ――たとえばハンガリーやブルガリアでは、賃金や刺激フォンドや総所得の 増大にたいして適用されているフォンド規制的財政納付金といった特殊 な形態の課徴金が賦課されている。

次に RGW 諸国の重要な財政納付金の改善についての経験および主要方向を より詳しく述べることにしよう。

利潤納付金

すべての RGW 加盟国において、利潤納付金は国家財政の最も重要な歳入源 となっている。現在、ソ連邦、ハンガリーおよびチェコスロヴァキアでは、標

-14-

準利潤納入[制度]が実施されている。

ソ連邦では、国家財政に納入されるべき利潤は、各年度ごとに差別された5カ年計画ノルマチーフの形態で、省にたいして規定される。そのさい、同時に、利潤納入の絶対額が計画され、その額は利潤計画の未遂行の場合でも納入されなければならない。利潤計画の超過遂行が3%未満の場合は、〔計画〕超過利潤の50%が省の手元に留保され、〔残りの〕50%は国家財政に納入しなければならない。利潤計画を3%以上超過遂行した場合には、3%を超える超過利潤の75%を国家財政に納入しなければならない。この規制によって、経済単位は緊張した利潤計画の作成に関心をもつようになる。

ソ連邦の法規では、省にたいする利潤ノルマチーフはその管轄下にある合同 に適用されることが予定されている。一定の移行期間にそれがまだできないか ぎりで、経済単位に利潤納入の絶対額が課せられる。ソ連邦の一連の省でこれ まで適用されてきた利潤残高の納入〔制度〕は漸次廃止される。

ハンガリーの工業では、いわゆる修正バランス利潤 (modifizierten Bilanzgewinn) にたいして45%の統一的な納入率が適用される。

チェコスロヴァキアでも、統一的な標準利潤納付金が適用される。それは、 通例、バランス利潤の70%の高さである。新しい法規[の実施]は、1983年から の予定である。

ブルガリアでは、政府によって定められた表に応じた、総所得の規制のために差別づけられた標準賦課金が、その賦課金の〔算定〕基礎となる総所得と経済組織の最低必要資金量の合計額とのあいだの比率に依存して課せられる。そのさい、ソ連邦の場合と同様に、絶対的な最低納入額が計画される。標準納付金の高さがその賦課金の〔算定〕基礎となる総所得の65%を上回る場合には、超過額の50%が省の拡大フォンドおよび技術改善フォンドに繰入れられる。

ルーマニアでは、部門や分野ごとに差別された純生産高賦課金が徴収される。そのさい、計画超過純生産高にたいしては納付金が減じられる。ルーマニアでは、その純生産高〔賦課金〕とならんで、依然として利潤残高の納入〔制度〕

が適用される。

生産フォンド賦課金

これは、1960年代に、ソ連邦その他の RGW 加盟ヨーロッパ諸国およびモンゴルにおいて、高いフォンド効率を刺激し、投資効率にたいする標準的な最低要求を確保するという目的で導入されたものである。それ以後の時期において、この資源賦課金の機能およびその一層の発展可能性についての判断は、個々の国によって非常に異なっていた。この賦課金は、ブルガリア、ハンガリーおよびルーマニアでは再び廃止されたが、ソ連邦、チェコスロヴァキア、ポーランドおよびモンゴルでは経済的用具として一層発展させられた。生産フォンド賦課金の経済的算定のさい特に計算に入れられるフォンド(基本フォンド、流動フォンド)やその課徴金の算定基礎(総価値額、純価値額)にかんして、個々の国により特殊性がみられる。

生産フォンド賦課金は、ソ連邦では、工業で通例 6%、チェコスロヴァキアでは 3%、また現在、固定フォンド賦課金のみ徴収されているポーランドでは 5%である。賦課金引上げ案、たとえば特にソ連邦で議論されている12%まで引上げるべきだという提案は、これまでのところ、まだ実施されていない。この賦課金は、信用にもとづく生産フォンドには課せられない。

生産フォンド賦課金は、ソ連邦とモンゴルでは総価値額に関連して定められているのにたいして、チェコスロヴァキアとポーランドでは純価値額がその算定の基礎になっている。チェコスロヴァキアでは、生産フォンド賦課金——ここでは資産賦課金と呼ばれている——は、固定フォンドと流動フォンド以外に、文化・社会フォンドや技術発展フォンドを除く未完成投資や財務フォンドにたいしても課せられる。モンゴルでは、賃金フォンドにも生産フォンド賦課金(の対象)がひろげられている。

チェコスロヴァキアでは、1983年から、5カ年計画を上回って生産固定フォンドが節約された場合には生産フォンド賦課金の割引による刺激が与えられる

- 16 -

が、逆に固定フォンド効率指標が低下した場合には生産フォンド賦課金にたいする追加金が適用される予定である。

自己の経営業績にもとづかない追加的利潤, もしくは 特に良好な再生産条件にもとづく追加的利潤の納入

すべての RGW 加盟国において、自己の経営業績にもとづかない追加的利潤は国家財政に納入されなければならないという規定が定められている。ソ連邦では、いわゆる定額納付金ないし地代納付金――それによって、特に良好な再生産条件(有利な地理的気候的条件、良好な輸送状態、平均以上の国家投資準備など)に起因する経済単位の追加的利潤が納付される――が、特別の役割を演じている。ハンガリーでは、いわゆる生産税が同様の機能を果たしている。

生きた労働に関連した財政納付金

それは、一方において、全社会的支出や社会保険支出のための資金調達に寄与しており、また若干の RGW 加盟諸国では賃金フォンドないし物質的刺激フォンドの増大の規制に役立っている。他方において、この財政納付金によって社会的労働力の効率的な投入および労働力の省力化もしくは労働場所の節約を促すという傾向がみられる。

そのさい, 重要なことは,

- ――生きた労働の支出の正しい経済的評価をおこなうこと、
- ――過去の労働によって生きた労働を代替するさい,効率計算の発言力を高 めることである。

RGW 加盟諸国の経済実践のなかで適用された特殊な財政納付金は、次のように分類される。

社会保険料 ソ連邦では、原価から支払われる経済単位の社会保険料は、1982年から――もちろん部門によって異なるが――やく100%引上げられて、工業での新料金は、通例、賃金フォンドの14%になる。社会保険料は原価の負

債勘定に入れられる。これらの国々では、勤労者自身は社会保険料を全く支払っていない。

賃金フォンドないし物質的刺激フォンドの増大を規制するための課徴金 ハンガリーでは、賃金フォンドの増大にたいする課徴金が適用され、それは、一定の非課税額を超える賃金フォンド部分の180%から300%である。そのさい、非課税額は、特定の業績評価と対比した計画的な賃金増大率から生じる。その課徴金は、刺激フォンドの負担で納付され、制裁的性格をもっている。ハンガリーでは、刺激フォンドへの繰入れもまた、この繰入れの賃金フォンドの増大および収益率の発展にたいする比率に依存して、累進税の基礎となっている。

ブルガリアでは、消費に振向けられる総所得部分の増大にたいする標準財政納付金が徴収される。そのさい、消費に向けられる総所得は、賃金フォンド、報賞フォンド、文化・社会フォンド、および、万一の場合にこれらのフォンドを確保するための予備フォンドを含んでいる。

労働力賦課金、賃金フォンド賦課金 現在,RGW 加盟諸国には、労働力賦課金は存在しない。チェコスロヴァキアの前5カ年計画において、若干の企業で労働力賦課金の徴収がおこなわれたにすぎない。これまで、〔それを〕一般的に導入するという決定がおこなわれたことはなかった。たとえばルーマニアでは、総賃金フォンドに関連した課徴金が適用されている。

〔原注〕

(1) 総所得とは総収入(収益)から資材コストおよびその他若干の支出項目を控除したものである。それは、ほぼ純生産高と同一のものである。

■ 財務フォンドの形成方法の改善

経済計算制フォンド

RGW 加盟諸国における経済計算制改善の基本的構成要素となっているのは 7* ンド経済の一層の発展である。とりわけ、経済計算制 7* ンドを内包的な

-18 -

拡大再生産の諸条件の方向に向けてますます効果的に形成し充用することが肝要である。そのさい、財務フォンドの体系とその形成・充用のための諸指標の主要な改善方向には、次のごとき特徴がみられる。

- ---フォンドの形成・充用の計画とバランスを改善することによって、物質 的過程と財務的過程の統一が一層効果的に達成される。
- 一フォンド経済はより大規模な経済単位をつくり出していくための諸条件に適合させられる。すなわちコンビナート加盟企業のフォンド経済とならんで、上級環であるコンビナートのフォンド経済の原理および原則が発展させられる。ある部分においては、コンビナートの業績全体がフォンド形成の決定的指標となる。コンビナートの財務フォンドはその総戦略にそって計画的に再分配される。
- 一資金の〔自己〕取得原則が包括的に適用される。国家財政資金は、国民経済にとって決定的な意義をもち、かつ、大規模経済単位の財政上可能な再生産能力にもあまるような重要課題にたいして集中的に融資される。
- ――そのフォンドは、ますます5ヵ年計画期間に適用される安定ノルマチーフにもとづいて形成される。
- 一フォンドの条件指標および充用指標として、国民経済的最終成果、生産 の効率と質および科学技術進歩を特徴づけるような質的指標がつよく適 用される。
- 一大多数の国では、利潤充用にさいして、財政納入と拡大再生産フォンドへの繰入れが刺激フォンド(報賞フォンド、文化・社会フォンド等)への繰入れに優先しておこなわれる。
- ――物質的関心は物質的責任の増大と結びつけられる。すなわちフォンドの 形成と充用にたいして制裁規定が直接つよく作用を及ぼす。

次に、「いくつかの〕財務フォンドを選び出して、その形成と充用の主要な方法をみてみよう。ポーランド工業におけるフォンド経済にはふれないでおく。 〔この国では、〕新たな規定が準備されているところだからである。

投融資フォンド

あらゆる加盟国において、投融資の一層の改善もおこなわれている。そのさい、次のような主要方向が特徴的にみられる。

- 一一投融資にたいして資金の[自己]取得原則がつよく貫かれる。自己資金からの資金調達は信用供与によって補充されるが、そのさい、大多数の加盟諸国では、信用部分は計画的に規制されるか、あるいは法規によって制限される。工業投資の財政融資は、基本的に、より大規模な経済単位の再生産能力を超えるような国民経済的な重要施策や包括的な再建措置に集中される。
- ――投融資は、財政・銀行機関の厳格な統制をうける効率指標にますます包 括的に結びつけられる。
- ---連の加盟諸国では、投融資の補充として、近代化投資のための財務フォンドが形成される。
- 一投融資フォンドは、通例、さまざまな管理領域で形成されるが、そのさい、ますますコンピナートにその形成の重点が移される。若干の国では、省においても、投融資フォンドないし投資用の予備フォンドが形成される。 投融資の規制は次のようにおこなわれる。
- 1. ソ連邦, チェコスロヴァキアおよびルーマニアでは,二つの主要な投資 資金の自己調達形態がある。
 - ――ソ連邦では、より長期的に安定した利潤ノルマチーフと減価償却ノルマチーフにもとづいた、中央計画投資のために直接予定された利潤部分と 償却金(この資金は特別銀行勘定にもとづいて計画的に振替えられる) の他に、生産発展フォンドが形成される。
 - ――チェコスロヴァキアでは、計画利潤と償却積立金から形成される投資フォンドとならんで、「フォンド収益率」指標と「売掛商品生産の計画供 給構造」指標の遂行に依存して、**発展フォンド**が形成される。

- 一ルーマニアでは、主としてコンビナート次元で形成される投資フォンドの他に、企業の**経済的発展フォンド**が形成されるが、そのフォンドにたいして、計画利潤と償却金からの繰入れの他、得られた計画超過利潤の20%の繰入れがおこなわれる。このフォンドのもつ刺激的性格は、とりわけ計画超過利潤との関連であらわれる。
- 2. ハンガリーとブルガリアの経済単位において、刺激的観点が強調され、あらゆる投資および流動資金増大の資金を自己調達するための統一フォンドが形成される。それは、ハンガリーでは発展フォンド、ブルガリアでは開発・技術改善フォンドと呼ばれている。このフォンドは、ブルガリアでは、投資および流動資金増大の資金調達のために、また、一般的修理と生産への応用を含む研究・開発活動のための資金源泉としても投入されている。
- 3. このフォンドは、ハンガリーとブルガリアでは、所得の分配ないし利潤の分配の規制と結びついて形成されている。ブルガリアでは、コンビナートの開発・技術改善フォンドへの繰入れ最低額のためのノルマチーフは総所得の4%の高さとなっている。

コンビナートは、みずからの決定にもとづいて、4%の最低率を超え〔て繰入れ〕ることができるが、しかし、そのさい、最低繰入れ額を超える額の25%は省の開発・技術改善中央集中フォンドに納付しなければならない。そのさい、開発・技術改善フォンドへの繰入れ率を高めることは、それだけ、賃金フォンド(報賞金を含む)や文化・社会フォンドや予備フォンドの形成に向けられるいわゆる消費目的のための総所得を減少させることになる。

ハンガリーでは、企業は一層自己責任的に発展フォンドへの繰入れ率を決定することができる。しかし、それによって、企業は発展フォンドへの繰入れ率を引上げる度合に応じて勤労者の刺激フォンド(報賞フォンド)への繰入れの可能性を小さくすることになる。

4. 一連の加盟諸国では、投融資フォンド、とりわけ刺激観点からのフォンドの形成のさい、一層大きな経済的刺激が作用する。固定資産の廃棄による収

益はそれらに繰入れることができる。ソ連邦の生産発展フォンドないしチェコスロヴァキアの発展フォンドには、とりわけ、最高品質等級の生産物にたいする価格割増金によって得られた追加的利潤部分が繰入れられる。ブルガリアでは、たとえば資材利用の減少からの節約の50%が追加的繰入れの源泉となる。

科学・技術フォンド

研究・開発金融の分野では、次のような主要傾向がみられる。

- ―経済単位は、みずから調達した資金にもとづいて科学・技術フォンドのかたちで統一的、合目的的な財源を形成し、それを産業上の基礎研究や応用研究、製品および(生産)方法の開発と導入―機能モデルや製造モデルの考案、ゼロシーリングとその試験を含む――に役立てる。その他、そのフォンドから、通例、科学・技術成果の生産への導入から生じる初期の(高)コストを補塡するための融資がおこなわれる。
- ――科学・技術フォンドが、原価からでなく利潤、総所得ないし純生産物から形成される傾向がみられる。
- ――研究・開発支出への財政融資は、国民経済にとって包括的な意義をもっており、また大規模経済単位でもその資金を計画的に準備しえないような施策に集中される。
- ――経済単位は、科学・技術フォンドから利子を含めて返済する前貸信用を 借入れることができる。
- 一科学・技術フォンドの形成と充用は、研究・開発分野においてなお部分的に存在する金融自動化現象を克服するために、ますます効率依存的におこなわれる。そのさい、フォンド繰入れを業績指標に結合させる方法から、より強力な財政コントロールにいたるまで、多様な方法が適用されている。

RGW 加盟諸国において、科学・技術のための財務フォンドは、次のような原則にもとづいて形成されている。

164

- 1. 技術開発フォンドへの繰入れは、チェコスロヴァキアでは原価からおこなわれるが、ハンガリーとブルガリア(ブルガリアでは統一的再生産フォンドが形成される)では純生産高ないし総所得からおこなわれる。ソ連邦では、研究・開発支出はその経済的本質において拡大再生産の構成要素であるということから、科学・技術発展統一フォンドへの繰入れは利潤からおこなわれる。
- 2. ソ連邦では、科学・技術統一財務フォンドへの繰入れば、5ヵ年計画において省にたいして標準純生産高もしくは商品生産高に関連してパーセントで設定されるノルマチーフにもとづいて、利潤からおこなわれる。ルーマニアでは、原価に関連したノルマチーフが適用され、その高さは0.3%から1.3%である。ハンガリーでは、部門ごとに異なった繰入れ率が適用されており、チェコスロヴァキアでは、毎年、財政計画において絶対的な繰入れ額が設定されている。
- 3. 大多数の加盟諸国では、科学・技術フォンドの資金の大部分はコンビナートの次元で形成される。企業は、恒常的に、包括的な研究・開発作業への融資をおこなり場合にのみ、そのフォンドを形成する。同時に若干の諸国、たとえばチェコスロヴァキアでは、省も、工業部門全体にとって意義をもつ研究・開発作業への融資をおこなうために、また再分配と予備を目的として科学・技術フォンドを形成する権限をもっている。

ソ連邦では省のなかに科学・技術発展統一フォンドが形成される。このフォンドの資金は管轄下にある経済組織の自由裁量に委ねられている。

4. 社会主義諸国では、科学・技術フォンドから融通される資金の支出範囲は、さまざまに規制されている。したがって、たとえばチェコスロヴァキアでは、技術発展フォンドから融通されるべき支出の非投資的性格が強調されている。ソ連邦では、報賞金の支払いも科学・技術発展統一フォンドからおこなわれている。ブルガリアでは、コンビナートにおける新技術の導入のための特別フォンドは原価負担において形成されている。

プレミアムフォンド

プレミアムフォンドの形成と充用の主要方向は次のとおりである。

- ――プレミアムフォンドは、5カ年計画に特別に結びつけられた長期的に作用するノルマチーフにもとづいて形成される。そのさい、通例、超過計画[の作成]が計画の超過遂行よりもつよく刺激される。
- ――コンビナートと企業は、プレミアムフォンドの形成指標によって、物的 および財務的資源と社会的労働力を最も効率的に利用し、収益率と労働 生産性を高めることをめざすようになる。
- ――プレミアムフォンドによって生産の需要適合的な構造と生産の質がいち じるしく刺激される。
- ――プレミアムフォンドは、比較的統一された諸指標にしたがって、年度末 プレミアム、創意プレミアム、特に優れた業績にたいするプレミアム、 競争プレミアムなどの支払いのために用いられる。プレミアム支払いの ための条件指標が重要となる。

プレミアムフォンドの形成方法については、とりわけソ連邦において、経済メカニズムの一層の発展がおこなわれたさいに、集約化とくに科学・技術進歩の刺激をはかるための質的に新しい形態がつくりだされた。それは、労働生産性や総生産物にしめる最高品質カテゴリーの生産物の割合のような質的指標がフォンド形成のための決定的な指標となっていることにみられる。同時に、プレミアムフォンドを〔部門によって〕差別的に形成する可能性が高められた。上記の諸指標が部門の特殊性からして適当でない、あるいは十分でないことが明らかである場合には、原価引下げ、固定フォンド按分率、収益性水準、物的資材の節約、交替係数の引上げのような別の諸指標を、それらの代りに、あるいは追加して適用することができる。大抵は二つの、最大限三つの指標が適用される。フォンド形成指標は長期的に安定した利潤ノルマチーフに結びつけられる。

166

ソ連邦では、契約の遂行度がフォンド形成指標に応じたプレミアムフォンド 形成のための条件指標となった。それによって需要適合的な生産計画の遂行が 効果的に達成される。契約の未遂行率1%ごとに、あらかじめ定められた標準 プレミアムフォンドが削減される。契約が遂行された場合には、プレミアムフ ォンドが10%まで引上げられる。他の社会主義諸国におけるプレミアムフォン ド形成のための諸条件は、次のように特徴づけられる。

- 1. ルーマニアでは、いわゆる「勤労者の利潤参加フォンド」への計画的な 繰入れのための利潤ノルマチーフが規定されている。それは計画利潤の3%ま でとされている。計画超過利潤からの追加的繰入れのために適用されるノルマ チーフは主要な要因ごとに差別されている。資材やエネルギー利用その他の生 産コストの引下げから生じる計画超過利潤からは、その25%がフォンドに繰入 れられる。他の諸要因、たとえば生産高の増加から生じる計画超過利潤の場合 には、繰入れ率が引下げられる。
- 2. ソ連邦, ルーマニアおよびハンガリーでは, 利潤がプレミアムフォンドの資金源になっている。

それにたいして、チェコスロヴァキアとブルガリアでは、プレミアム資金は 総賃金フォンドの枠内で形成される。それを狭い意味での賃金フォンドとプレ ミアムフォンドとに配分するための一定の比率が中央によって規定されてお り、それはチェコスロヴァキアで80%対20%となっている。

総賃金フォンドの引上げは、チェコスロヴァキアでは自己業績に依存しているが、ブルガリアでは労働生産性の向上に依存している。チェコスロヴァキアでは、プレミアムフォンドへのプレミアム資金の繰入れば、計画フォンド収益率の遂行に結びつけられている。コンビナートと企業の特殊な諸条件にもとづいて、フォンド収益率の代りに、他の指標たとえば労働生産性を適用することができる。

3. ハンガリーでは、プレミアム資金はいわゆる参加フォンドの枠内で形成される。参加フォンドへの繰入れにたいし、累進的に形成された財政納付金が

課せられる。この高さは、賃金フォンドにたいする参加フォンド繰入れ額の比率ならびに収益率に依存している。より高い収益率を達成した企業は優遇される。

4. ソ連邦やチェコスロヴァキアなど若干の加盟諸国では、追加資金、たと えば最高品質等級の生産物にたいする価格割増金や賃金フォンドの節約からの 追加資金が繰入れられる。旧製品にたいする価格割引金によって、プレミアム フォンドの減少がもたらされる。

とりわけソ連邦では、経済組織において、一般的なプレミアムフォンドとならんで、たとえば新技術の開発、輸出、大衆需要財の生産、資材・エネルギーの節約などを刺激するための一連の特殊なプレミアムフォンド (特別刺激フォンド)が存在する。

文化・社会フォンド

文化・社会フォンドの形成のさい,次のような主要方向がみられる。

- ――安定した基礎的な繰入れとならんで、ますます業績に依存した追加的な 繰入れがおこなわれる。
- ――原価に代って利潤がますます主要な資金源となる。
- 1. ソ連邦では、利潤からの文化・社会フォンドへの繰入れは、プレミアムフォンド繰入れの増加に結びつけられる、すなわち社会・文化および住宅建設フォンドはプレミアムフォンドへの繰入れに直接に依存して形成される。したがって、社会・文化および住宅建設フォンド独自の形成指標は存在せず、プレミアムフォンドの形成指標が間接的に適用される。プレミアムフォンド繰入れに依存した社会・文化および住宅建設フォンドへの繰入れ率は、部門特殊的なノルマチーフによって規制される。これは、通例、プレミアムフォンド繰入れの30%から50%までである。
- 2. チェコスロヴァキアでは、利潤からの文化・社会フォンドへの繰入れ率は、賃金フォンドの0.8%で、最低額は勤労者 1 人当たり年に300コロナとなっ

— 26 **—**

ている。1指標当たり賃金フォンドの0.4%まで,そしてその合計が1.2%までの追加的な繰入れがおこなわれるが,それは,利潤,原価引下げおよび労働生産性の向上のような指標の遂行度に依存して利潤からおこなわれりる。

- 3. ルーマニアでは、計画的に定められた利潤部分にもとづいて、文化・社会フォンドへの繰入れがおこなわれる。その他、プレミアムフォンドの5%がこのフォンドに繰入れられる。ルーマニアやハンガリーでは、文化・社会フォンドの補充として、社会的投資のためのフォンド、とりわけ企業の住宅建設のためのフォンドが形成される。
- 4. ブルガリアでは,文化・社会フォンドは,消費に向けられる総所得の構成要素として形成される。
- 5. ハンガリーでは,文化・社会フォンドへの繰入れのために,勤労者1人当たりの絶対額が法律で規定される。企業の成果がその繰入れの源泉になっている。

[原注]

(1) 総所得は次のシェーマに応じて計算される。

収益(取引税を除く)

- 資材・エネルギー利用および 減価償却のための費用
- 生産的活動のための消費
- 土輸出からの収益金
- 土契約科料
- +価格支持

=総所得

- (2) W. ポロシェーク 「第26回党大会を評して:分配の主要指標——量と質に応じた作業」,『社会主義財政』, 1981年第6号, p. 35; H.-J. ファルケンハーゲン「刺激フォンドの形成と充用の新たな原則」,『社会主義財政』, 1980年第9号, p. 26。
- (以上は, Dr. Horst Neumann / Hans-Jürgen Falkenhagen: Vervollkommnung der wirtschaftlichen Rechnungsführung in den RGW-Mitgliedsländern (II) (III), Sozialistische Finanzwirtschaft Heft 5 u. 11 / 1981, Berlin (o), の全訳である。)